



さるま^{55/8}

第274号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



仕事に誇りをもち

楽しく豊かなまちをつくります

(国道238号線リレー式テント検問)

佐呂間町民憲章

センター開設

社会福祉協議会では、六月十三日の総会に於て、ボランティアセンターの開設がきまり、運営規程等も定められましたので、センターの内容についてお知らせ致します。

現在の社会は、核家族化が進行して、高齢化社会を迎えようとしており、福祉に対する意識の高まりと共に、その考え方も変わってきました。とりわけ在宅サービスの充実が、これからの大きな課題になってきており、独り暮らし老人、寝たきり老人、在宅心身障害児（者）などに対する地域援護活動の充実、公的な施策は勿論ですが、地域住民による積極的なボランティア（社会奉仕）活動の推進がなければ、解決できないものと考えます。そのほかボランティア活動の場合は数多く求められます。

そこで社協では、ボランティアセンターを設置し、地域住民のボランティアに対する理解と関心を求め、組織的なボランティア活動の育成援助を行なうとともにボランティア相互の連絡を密にし、活動を通して地域福祉の向上を願うため、個人ボランティア、団体ボランティアの預託の申し込みを受け付けることになりました。窓口は、センター事務局（民生課社会係）です。ので気軽に御相談下さい。

ボランティア活動を考える

●ボランティアとは？

ボランティアとは自分から進んで、何にか社会の役に立とうとして働いている人の総称です。もちろん、社会の役に立つと言えば職業もそうですが、ここではそれを除いて考えます。従ってこの活動から収入を得ようとしていないこと

●ボランティア活動とは？

ボランティア活動とは、人間一人一人、が自分の持っている能力、技術や労力、自由な時間、あるいは財産を社会に役立てる活動であるともいわれています。つまり、ボランティア活動というのは特別な活動をさしているものでなく、この世の中では誰れでも健康で明るい生活を送りたいと願っています。そのためには住みよい町であることを求めています。ボランティア活動というのはそうした条件を育て整えて、住民の福祉を高めていこうとする住民の主体的な活動をいい、こうしたボランティア活動は、次のような考えのもとに進められています。

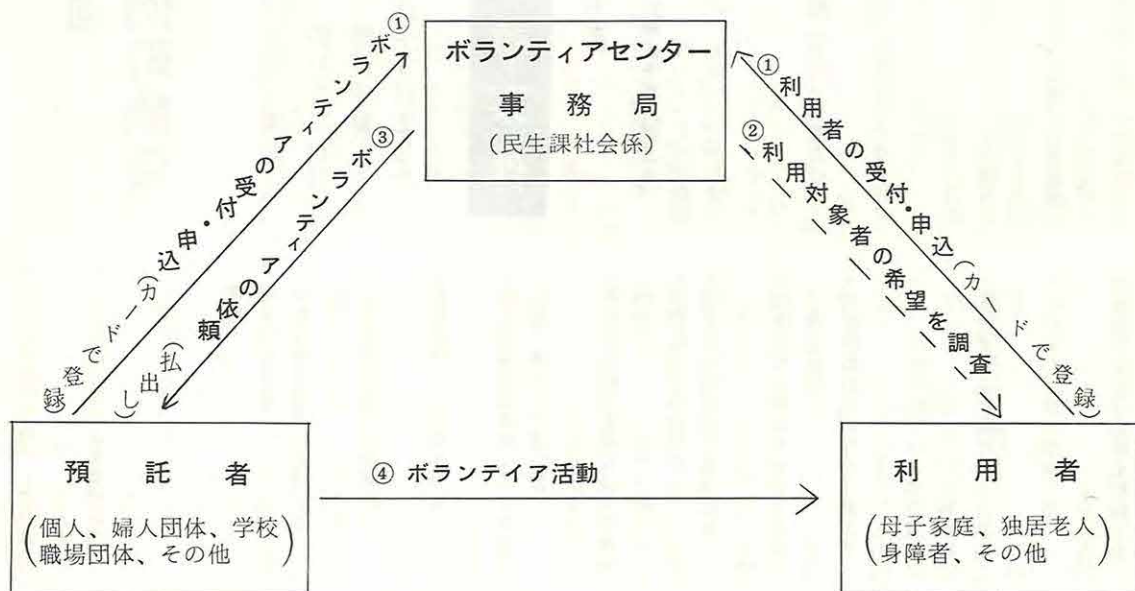
一、ボランティア活動は、全く個人の自発的意志から生れた活動で誰かに言われたからとか、強制されたからやるといふ活動ではありません。

二、ボランティア活動は、誰かが特定の人のためにやる活動ではなく、みんなが、みんなのために、みんなの幸せを願う行動としての活動です。

三、ボランティア活動は、決してかわいそうだから、気の毒だからといった、あわれみや同情あるいは、単なる善意から生れてくる活動ではなく、あくまでも我々の生命を守り、お互いの生活を高め合う福祉活動としてとら

社会奉仕活動のセンター ボランティア

ボランティアセンターのしくみ



町政日誌

7月

- 2日 議会運営特別委員会
- 3日 第2回定例町議会
- 7日 選挙管理委員会
- 8日 町内学童大会
- 9日 55年度軽スポーツの集い
- 佐呂間町ボランティアセンター運営委員会
- 10日 例月出納検査
- 17日 中央町宮下道路改良工事入札
- 20日 全町ソフトボール大会
- 22日 納税貯蓄組合長会議
- 23日 交通安全対策本部会議
- 24日 交通指導員会議
- 第7回定例教育委員会
- 第17回農業委員会
- 若佐地域集団自動電話の

- 25日 一般化現地説明会
- 25日 森林組合総会
- 27日 第2回文化講演会
- 27日 第9回寿大学
- 26日 少年劇場「人形劇」
- 29日 サロマ湖観光まつり
- 29日 道議会文教林務委員来町
- 30日 開発建設部と土木現業所との懇談会

えていかなければならないので
す。
四ボランティア活動は、青年や婦
人や特定の人だけのやる活動で
はなく、そこに生活する人々が
力を合せて行う住民福祉活動へ
と発展させる糸口としての活動
です。

れを大事にすることから始まる
活動です。
こうした活動が、すべての人々の
生涯活動として取り上げられ、継
続されていくためには、各人が「
できること」を「できる時間」に
「できる形」で行うことが基本で
す。



きごの会議

第二回

定例町議会

第二回定例町議会が、七月三、四日の二日間開会され、補正予算、条例などが議決されました。

審議案件

▼補正予算

●一般会計補正予算(第三号)

三億九千七百八十一千円が追加され、予算の総額が、三十六億三千八百十八万五千円になりました。

主な補正額(万円以下繰上げ)(才入)

- ・町民税現年度課税分、四千万円
- ・固定資産税現年度課税分 七七〇万円
- ・特別養護老人ホーム運営費負担金 三九五万円
- ・畑作生産総合振興対策事業補助金 三億三三五万円
- ・自給飼料生産向上特別対策事業補助金 三千六二七万円

・第二次林業構造改善事業費補助金 一二九万円

・有用種苗確保対策事業補助金 二五〇万円

・小学校備品購入寄付金 一二〇万円

(才出)

・境界測量委託料 一五四万円

・低家賃住宅譲渡代金償還金 一四二万円

・北公民館老人室設置補助 一三一万円

・若佐診療所運営資金貸付金 三〇〇万円

・佐呂間湖環境整備(イソヌカガ対策)事業工事請負費 二五五万円

・畑作生産総合振興対策事業費補助金 三億二七一万円

・牧野給水工事請負費一八〇万円

・団体営草地開発工事請負費 三六三万円

・団体営草地開発整備事業隔障物工事支給品 三六三万円

・自給飼料特別対策事業補助金 三千六二七万円

・第二次林業構造改善事業費補助金 一五七万円

・さけますふ化場適地水源調査工事 一六八万円

・富武土市街排水整備工事 一三八万円

・浜佐呂間零号線排水整備工事 一三四万円

町長 行政報告 (要旨)

●パーマ市との姉妹都市交流について

既に新聞、テレビ等で報道されましたので、ご承知の事と存じますが、四月一日にアラスカ州パーマ市在住の新聞記者エドワードさんが、本町、アマ無線同好会員の方々と親交を深めるため来町されましたときに、パーマ市長からのメッセージが町長宛に贈られました。

エドワード氏とせつかくの機会です。在町中いろいろと交際をし、お帰りの際にパーマ市長宛の親書とお願したところ、パーマ市議会では、五月二十七日全員一致で姉妹都市締結の議決がなされたという連絡がありました。パーマ市は、市といっても一万人弱の人口であります。

これは、アラスカ州の発展に貢献された特別な歴史を有するところ

ろから市の称号が与えられることになったようです。

パーマ市は、国際空港アンカレッジから、百軒位の北寄り、便利な位置にあつて、農・林・漁業を中心として発展されてきたところでもあり、本町としても共に北方圏に属し、生活文化なり産業面に貢献されるところが、多々あらうと思われまします。将来を担う若人にも大きな希望と夢をもたせるためにも、今後、友好親善による姉妹都市の締結をしたいとかように考えておりますが、今議会に佐呂間町とパーマ市との間における姉妹都市提携に関する決議案の議員提案をお願いしておりますのでよろしくご審議の上、姉妹都市としての決議を賜われますようお願いいたします。

●新設ごみ処理場について

保健所とかねがね協議申し上げておりましたごみ処理場について担当係員により、現地調査がぶさに行なわれましたところ、現場は非常に立地的に恵まれており、他町村で使用しているものよりは、極めて工事等に要する経費が安く出来るのではないかと。と言われておりまして、調査と同時に町に対する指導助言もあり、今後専門的な設計をコンサルタントに依頼してまいりたいと思っております。

・公住屋内配線取替工事

一九七万円

・遠軽地区消防組合負担金

二二〇万円

・栄小学校内部塗装工事

一九五万円

・北区公民館設置費補助金

五二八万円

●町有林特別会計補正予算

(第一号)

三十五万円が追加され、予算の総額が、八千一百九十万一千円になりました。

主な補正額(万円以下繰上げ)

(才入)

・造林費補助金

三三万円

(才出)

・保育事業費

一六万円

・造林事業費

一一万円

●簡易水道特別会計補正予算

(第一号)

四百九万二千円が追加され、予算の総額が、四億二千五百八十八万四千円になりました。主な補正主な補正額(万円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金

一一七万円

・富武土佐呂間線配水管移設工事補助金

二〇四万円

・三線川配水管改良工事補助金

八九万円

(才出)

・富武土佐呂間線配水管移設工事

八九万円

三〇二万円
・三線川配水管改良工事
八九万円

●国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)

予算の総額に増減はなく、財源変更

●一般会計補正予算(第四号)

(債務負担行為の補正)

・佐呂間厚生病院増築棟譲受に伴う債務負担期間一昭和五十五年度から昭和六十九年度まで

限度額一増築棟譲受代金一億五千万円以内に対する

利率年八・〇〇の年賦金の合計額に相当する

金額

▼条例の改正

●費用弁償額、旅費額等支給条例

の改正

・特別職の費用弁償支給及び職員の旅費支給に係る各条例の一部が改正されました。

(表Ⅰのとおり)

●国民健康保険税条例の改正

(下記表Ⅱのとおり)

表Ⅰ 車馬賃・日当・宿泊料・燃料手当・移転料額表

職 名	車馬賃 1kmにつき	日 当		宿 泊 料		燃料 手 当	移転料	備 考
		町外	町内	町外	町内			
イ. 特別職・その他	円 15	円 1,800	円 800	円 8,000	円 4,000	円 600	円 -	車賃(政令指定都市 2,000円、札幌市 1,000円)
ロ. 町 長	15	1,800	300	8,000	4,000	600	以内 50,000	〃
役 役 助 取 入	15	1,700	300	7,700	4,000	600	以内 50,000	〃
ハ. 国保運営 委員	15	1,800	800	8,000	4,000	600	-	〃
ニ. 一般職員	15	1,500	300	7,300	4,000	600	以内 50,000	〃

表Ⅱ 国民健康保険税条例の改正

改 正 事 項	改正前	改正後
課税限度額の引き上げ (算出税額が超える場合)	円 220,000	円 240,000
所得割税額の引き上げ ((総所得金額 - 基礎控除額) × 率)	$\frac{4.4}{100}$	$\frac{6.7}{100}$
資産割税率の引き上げ (固定資産税額 × 率)	$\frac{55}{100}$	$\frac{65}{100}$
被保険者均等割額の引き上げ (被保険者 1 人につき)	円 6,600	円 9,600
世帯別平等割額の引き上げ (1 世帯につき)	円 13,800	円 18,000
保険税額の減額に係る被保険者 1 人当り加算所得金額の引き上げ	円 165,000	円 170,000

ます。

●国鉄地方線合理化反対について
旭川鉄道管理局では、湧網線合理化についての理解を得るために、只今、町内市街地を主体に、関係事業所、或いは、有志宅を直接訪問されているようですから、軽

要請に上京する際、併せて中央に対する地方線問題について陳情いたすこととしております。

訪問されているようですから、軽卒な解答は差しひかえられて、充分に考えた上に立つて対応されるよう、有志の方々にもお願いをしているところであります。

議員さん方にも、お伺いされると思いますが、合理化反対阻止のために、ご理解を賜りたいとかように思います。

国鉄地方線問題については、網走支庁管内総合開発期成会も、地方線対策協議会を設置し、第一回行動として、管内町村長、議長が来る七月十四日に五十六年度予算

に、ある程度配慮されるような報道もなされていましたが、このようなことに気を取られずに、将来の展望に立つて、町民一丸となり運動を展開しなければならぬと思います。

先般の新聞等で、北海道の場合に、ある程度配慮されるような報道もなされていましたが、このようなことに気を取られずに、将来の展望に立つて、町民一丸となり運動を展開しなければならぬと思います。

●国民宿舎設置及び管理運営に関する条例の改正
(表ⅢⅣⅤⅥのとおり)

表Ⅲ 宿泊料及び食事料等

区 分	宿泊料	食 事 料			合 計	冬 期 加 算	摘 要
		朝 食	夕 食	計			
大 人	円 2,200	円 600	円 1,100	円 1,700	円 3,900	円 350	1. 冬期加算は10月から翌年4月まで徴収する 2. 宿泊利用時間は午後4時から翌日午前10時迄とする。 3. 幼児(3才以上の未就学児)が独立して寝具を使用した場合は小学校児童宿泊料の半額徴収する。
小学生児童	円 1,700	円 600	円 1,100	円 1,700	円 3,400	円 350	
幼 児	-	実 費			-	無 料	

▼条例の廃止

優良種豚導入資金利子補給条例
(昭和五十二年条例第七号)は廃止されました。

▼条例の制定

●佐呂間町名誉町民条例の制定

表Ⅳ 貸室休憩料

区 分	利 用 料			冬期加算 (一広間) (当 り)	摘 要
	2時間まで 1時間当り	2時間 ～4時間 1時間当り	4時間以上 1時間当り		
中広間	円 900	円 700	円 500	円 1,000	1. 貸室は午前10時から午後9時までとする 2. 冬期加算は10月から翌年4月までとする 3. 宿泊者の会食の場合は無料とする。
大広間	円 1,700	円 1,400	円 1,100	円 2,000	

表Ⅴ 一般休憩利用料

区 分	大 人	小学校児童	幼 児
利 用 料	700円	300円	無 料
冬 期 加 算	150円	無 料	無 料
摘 要	1. 利用時間は午前10時から午後4時までとする。 2. 午前中又は午後のみ利用の場合は半額とする。 3. 冬期加算は10月から翌年4月までとする。		

表Ⅵ その他の利用料

区 分	料 金
特別食及び飲料等	時価
配 膳 手 数 料	食堂以外の客室等に配膳した飲食料金の10%
持 込 手 数 料	飲料に限り時価又は定価の20%以内の額
入 浴 料	大人 250円 小人 100円 但し、客室、広間の利用者を除く。

(2) 決定の方法
に価すると認める者
町長の推薦により議会が決定

(3) 特典及び待遇
・その事項を永く伝える方途を講ずる。
・終身年金年額三十六万円を贈与する。
・死亡の際において公葬をもつてする弔慰

(4) 名誉町民章
・その他町長が必要と認める特典及び待遇

●減債基金条例の制定

町債の償還に要する経費の財源に充てるための減債基金を設置するため、本条例が制定されました。

▼負担金の納入

道宮土地改良(共立第四地区)
事業に伴う負担金の負担は、北海道知事が定める額を佐呂間町が負担することになりました。

▼施設の譲り受け

道宮土地改良(共立第四地区)事業により造成した、土地改良施設を北海道土地改良財産の譲渡に関する条例に基づき、譲り受けて維持管理することになりました。

▼計画の策定

●佐呂間町過疎地域振興計画の策定
人口が著しく減少した地域の振興をはかるため、過疎地域振興特別措置法が制定され、本町も旧法に引続き新法に基づき、今後の施策等を盛り込んだ過疎地域振興計画が策定されました。

●佐呂間町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定
町内辺地の公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するための計画が策定されました。

▼町道路線の認定

・夕陽が丘道路(新規)
起点 町道二十九号線
終点 宮前町三の一八地先
道宮土地改良(共立第四地区)事業に伴う負担金の負担は、北海道知事が定める額を佐呂間町が負担することになりました。

延長 二七四m
中員 五・〇m

佐呂間町とパーマ市との間における 姉妹都市提携に関する決議

アメリカ合衆国アラスカ州パーマ市と日本国北海道佐呂間町は北方圏に属し、気候と地理的条件更には産業及び生活面でも類似しており、共に姉妹都市縁組の目的を持つ発展性を秘めた両町市であります。

佐呂間町とパーマ市の都市提携は、これら両国住民の願望と目的についての理解を深くせしめ、そして両国住民の生活をより豊かなものとし、更に住民相互の友愛を深め、都市相互の発展に寄与し、ひいてはこれが国際親善と平和の促進に貢献する所似に鑑み、佐呂間町とパーマ市との間に姉妹都市の提携をすることは極めて意義深いものがあります。

よって本町議会は、ここに決議を行いこの都市提携が全住民の理解と協力のもとに推進されるべきことを確認するとともに今後佐呂間町とパーマ市との間に教育、文化、産業、経済の交流が積極的かつ永続的に進められ、もって両町市が益々繁栄し、両国住民の友好関係がますます強化され、ひいてはこのことが世界の平和に大きく寄与することを期待して止みません

上記決議する。

昭和55年7月4日

佐呂間町議会

委員会報告

社会文教委員会

●佐呂間厚生病院増改築について

(調査の経過)

(1)診療内容の充実

昭和四十六年全面改築以来、逐次医療人口も増加すると共に医療技術も進んできている現在、本病院の施設をみるときに、基幹関連病院として診療施設内容の充実に

図る上からも、専門的な処置室の必要性と婦人科外来受診の検討及び人間ドック検診開設など、将来に向っての整備拡充を図ることが望まれます。

(2)入院病室の確保

法定ベッド数八十五床のうち一般六十六床、結核十九床で一部病室を他に転用しているため、実質的には、七十四床について現在使用されていますが、入院病床不足の解消と合せて、重症患者に対する個室の確保と並びに病室内、病棟内の一部改築等により全体にスペースを広くする必要が痛感されます。

(3)患者に対するサービスの施設整備

入院、外来の患者に対するサー

ビスとして、より喜んでいただける環境施設としてリハビリテーション、娯楽室、売店など各室の整備と寝台用エレベーターの設置を図ることが望まれます。

(4)改築等の整備

病室等の一部模様替え、暖房、水道配管など相当年数が経過し腐蝕がみられるので、補修が考えられ、また省エネに対応するため、暖房各室に分離する装置をする必要を認めます。

(5)今後の運営関係

(イ)結核病棟を一般病床に切替えたが、老人病床として手続き上措置することで承知する。
(ロ)外科医については、長期間滞在(最低一年)継続されるようにされて、機能の充実化を図るよう要望します。

(ハ)財政措置については、町で起債を借入れることが望ましいが、借入れ不能の場合は、道厚生連が直接農林中金より借入れて、建設した建物を年賦で買取る方法を講じ、最終的に町有財産に譲渡されることも止むを得ないものと認められます。



全道町村議会議長会

自治功労者表彰

この度、議会議員として、二十五年以上の長きに亘り、議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に寄与、貢献された功績により、次の方が、全道町村議会議長会から表彰されました。

なお、表彰状、記念品は、先の第二回定例町議会の開会前に伝達されました。

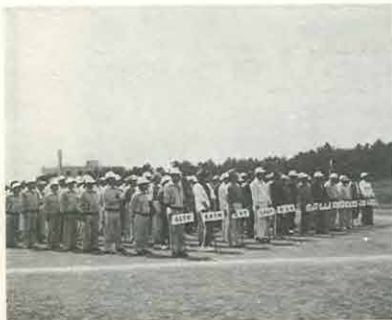
●西 喜 作議員
●久米田鶴夫議員



議長から久米議員への伝達

遠紋地区議員

ソフトボール大会



第七回遠紋地区市町村議会議員親睦ソフトボール大会は、七月二十九日、十一チームが参加して、紋別市営球場と自由広場で開催されました。

佐呂間町議会議員チームは、一回戦で雄武町と対戦し、シーソーゲームとなり、随所に好プレーを見せ、善戦健闘いたしましたが、十対十二で惜しくも敗れました。来年の健闘を期待しましょう。

●殊勲賞 為広議員
●優秀賞 川又議員
●敢闘賞 林 議員

常紋トンネル工事殉難者

追悼碑建設寄付のお願い

石北本線（旭川～網走間）の常紋トンネルは、大正元年から三年の才月をかけて建設されました。この間、多くの労働者が強制労働させられ、また、残虐非道的行為により無念の死をとげております。

この工事による殉難者の追悼碑を地元に住み鉄道によって恩恵を受けている私たちにより建設しようとするものです。

（寄附送付先）

常呂郡留辺蘂町字上町
留辺蘂町教育委員会内

菅 一男



（発掘した遺体を供養する調査団）

郵便局だより

●簡保資金十三兆円を突破

郵便局の簡易保険、その保険料は、将来の保険金や分配金などの支払いに充てるために積み立てられています。

これを「簡保資金」と呼んでいますがその額が十三兆円を突破しました。この巨額な「簡保資金」は、いわば加入者である皆さまの共同準備財産といえるわけですから、当者としても、確実に、かつできるだけ有利に運用する努力を続けています。と同時に、簡易保

険事業が国営であることから、その資金の運用に当たっては公共性も要請されるわけです。

こうした運用原則を踏まえて運用されている「簡保資金」その用途別運用状況（昭和五十五年）をみますと、道路建設に十七・五％住宅建設に十二・一％、教育施設設の充実に十一・一％、などとなっています。

佐呂間町の運用されている簡保資金額は五億三千万円が融資され簡易水道、公営住宅、高等学校建設、消防庁舎、幼稚園、義務教育施設等に運用されております。

このように簡保資金は国づくり

町づくりに大きく役立っております。郵便局の簡易保険は、近年、国民の平均寿命が伸びて、保障を必要とする年限も高くなっていること、加入者からも要望があることなどから、九月一日から、保険種類により、保険料の引下げ、加入年令の上限の引上げを実施されることになりました。

みなさまの生活保障、豊かな町づくりにお役立願います。

これからも、簡易保険はみなさまの豊かな保障のある暮らしづくりにお役に立つよう、さらに努力してまいります。

1ha(約1町歩)以上の土地を 売買するときは届出が必要です

- 1ha以上の山林等を売買するときは、契約する6週間前までに届出が必要です。
- 1ha以上の土地に開発行為(宅地等の造成)をするときは、許可が必要です。
- 上記の届出または、許可を受けないで行った売買および開発行為は処罰されますので注意して下さい。
- 届出または、許可申請は役場企画調査室が窓口です。(電話 2-3311)

届出等のあらまし

法律(条例)の名称	法律(条例)の目的	許可又は届出が必要な場合	届出または許可の方法	罰 則 規 定
国土利用計画法	・土地取引の規制調整を図り計画的な国土の利用をはかる。	・1団地1ha以上の山林、原野、宅地等の土地を売買するとき。 ※1団地1ha以上の土地を計画的、継続的に売買するときは1回の売買する面積が1ha以下でも届出が必要です。 (農地法に基づく農用地の売買は届出の必要がありません。)	知事に届出 申請人 届出↓ 町 経由↓ 知事	(1)届出しなかった者は6ヶ月以下の懲役又は、30万円以下の罰金 (2)届出してから6週間以内に売買契約をした場合20万円以下の罰金
北海道自然環境等保全条例	国土の無秩序な開発を防止する。	1団地1ha以上の土地に次の開発行為をする場合。 ・ゴルフ、スキー場の建設 ・遊園地の造成 ・宅地の造成 ・土石の採取(砂利採取法の許可を除く)	知事に許可申請 申請人 申請↓ 町 経由↓ 知事	(1)本条例に違反した場合は6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

上記のほか土地の売買または利用に関しては農地法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法などの規制がありますのでご留意下さい。

“サロマ湖を皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因

リンを含む家庭用合成洗剤の

使用を自粛しましょう

八月は福祉年金

証書の提出を

八月は、福祉年金の受給権者が国民年金証書を、市町村役場に提出する月です。

この手続きをすれば、向う一年間の福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

もし、この提出がおくれますと、次の十一月支給分の福祉年金を受けられないことがあります。

福祉年金は、一定額以上の所得があったり、他の公的年金を受けていたりすると、支給を停止される場合があります。

福祉年金は、一定額以上の所得があったり、他の公的年金を受けていたりすると、支給を停止される場合があります。毎年一回、国民年金証書の提出と一緒に「所得状況調査」を行なっております。

町では、別途日程を定めて各部落を巡回し、福祉年金証書の回収を行ないますので、必ず八月分の福祉年金を受取ってから提出してください。

納め忘れはありせんか、早くしなと大変。



国民年金の保険料は納めましたか

四、五、六月分の国民年金の保険料は納めましたか。納め忘れがないかどうか、もう一度確かめてみてください。

保険料を納め忘れてしまうと、万一、事故があったとき、障害年金や母子年金などが受けられないばかりでなく、将来、老齢年金さえ受けられなくなることがあります。もし、納め忘れの保険料があれば、すぐ納めましょう。

税のしるべ

●相続と税金

▲納税義務者

相続や遺贈によって財産を取得した人が納税義務者となります。

▲控除額

遺産の総額から債務や葬式費用を差し引いた正味の遺産額が、次の①と②の合計額（その合計額を「基礎控除額」といいます）を超えているときは、その超えた額に相続税がかかります。

- ① 二千万円
- ② 四百万円に法定相続人の数

かけた金額

このほか、相続人が配偶者や未成年者、心身障害者などの場合には、更に一定額が税額から控除されます。

▲申告と納税

申告と納税は、被相続人が死亡した翌日から六か月以内に、死亡した人の住所地の所轄税務署にすることになっています。

●贈与と税金

贈与税は、その年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与を

受けた財産の合計額が基礎控除額の六十万円を超える場合に、その超えた額にかかります。

▲配偶者控除

婚姻期間が二十年以上である夫婦の間で行われる居住用不動産、又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与については、基礎控除額の六十万円のほかに、最高一千万円までが控除されます。

▲贈与税額の計算

一年間に贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額および配偶者控除額を差し引き、残額に税率をかけて計算します。

▲申告と納税

申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までに、贈与を受けた人の住所地の所轄税務署にすることになっています。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
	%	万円
50万円以下	10	—
70	15	2.5
100	20	6.0
140	25	11.0
200	30	18.0
280	35	28.0
400	40	42.0
550	45	62.0
800	50	89.5
1,300	55	129.5
2,000	60	194.5
3,500	65	294.5
7,000	70	469.5
7,000万円超	75	819.5

今月の納税は

町道民税(二期) 固定資産税(二期)です

今月も忘れずに納税して下さい ◆ 8月25日 ◆

消防だより

救急業務の実態について

本年上半期（一月から六月まで）の佐呂間支署における救急業務の実態がまとまりました。

◆出動件数

出動件数では、六四件で搬送した人員は六四人です。

これは昨年同期と比べますと、出動件数で一件、搬送人員では、四人の増加となりました。

これを傷害の程度別に搬送人員をみてみますと、中等症（重症又は軽症でないもの）が一番多く三件、つぎが、重症（三週間以上の入院加療を要すると診断されたもの）の一八件、軽症（入院加療を要しないと診断されたもの）が七件、死亡が四件となっています。搬送人員の男女別では、女性二〇件に対し男性は四四件とだんぜん多くなっております。

（表Ⅰのとおり）

◆曜日別救急発生件数

曜日別の救急発生件数について調べてみますと、本年上半期の発生件数六四件に対し、一番多いのが日曜日で、一四件、次が土曜日と火曜日それぞれ、一三件となっています。

特に、日曜日の救急発生件数一

四件のうち、交通事故によるものが五件もあります。

又、救急の内容を種別ごとにみてみますと、急病の二九件、つぎが一般負傷と交通事故がそれぞれ七件となっております。交通事故につきましては、昨年同期では一五件でしたから発生件数では半減したことになります。

（表Ⅱのとおり）

◆救急業務

救急業務については、いついかなる条件のもとにあつても、尊い人命を守るため、佐呂間支署にあつては、ただちに出勤できる体制をとっております。救急車を呼ぶときは、次の点を充分守って連絡して下さい。

(一) 一九番にダイヤルして下さい。ただし農集電話を利用するときは必ず頭に〇をつけて〇一九番をダイヤルして下さい。

(二) けが人や病人のいる場所をはつきり知らせ、大きな目標があればそれを知らせて下さい。

(三) どんな事故かを知らせて下さい。

(四) けがをしたり倒れた人はなん

人かを知らせて下さい。
(五) 通報をしているあなたはだれか知らせて下さい。

以上を要領よく、はつきりいつて下さい。また受けた人からの問いにもあわせて、しつかり答えて下さい。

表 1 傷害程度別搬送人員

種別 性別 症状	火災	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	自損行為	急病	その他	合計	
死亡	男		1	1			2		4	
	女									
重症	男		3				1	7	11	
	女		2				4	1	7	
中等症	男	1	3	1	1	3	1	9	4	23
	女		1		1			9	1	12
軽症	男		1	1		3		1		6
	女								1	1
性別	男	1	8	3	1	6	1	13	11	44
	女		3		1			13	3	20
合計		1	11	3	2	6	1	26	14	64
出動件数		1	7	3	2	7	1	29	14	64

表 2 曜日別発生件数

種 別		火 災	交通事 故	労働災 害	運動競 技	一般負 傷	自損行 為	急 病	そ の 他	合 計
区 分										
	日曜日		5		1	1		5	2	14
	月 々			1		1		1	1	4
	火 々					1		6	6	13
	水 々							4	1	5
	木 々		2	1				4		7
	金 々			1				4	3	8
	土 々	1			1	4	1	5	1	13
計		1	7	3	2	7	1	29	14	64
不搬送			1			1		3		5
搬送 数	男	1	8	3	1	6	1	13	11	44
	女		3		1			13	3	20
合 計		1	11	3	2	6	1	26	14	64
出場人員		2	16	6	4	14	2	58	28	130

Smokin' Clean

たばこは痰血のあるところぞ...

ちょっとした心づかいも味のうち



・日本専売公社

まちの行事

家畜まつり

六月二十八日、二十九日の両日恒例の家畜まつりが行なわれました。

二十八日は、今回初めて前夜祭として、のど自慢大会の予選が、町民センターにおいて行なわれました。出場者二十九組中、上位三組が、二十九日決勝へとコマを運びました。



つづいて二十九日は、小雨まじりのあいにくの天候でしたが、会場の家畜市場には、約三千人が詰めかけました。

呼び物の豚レースを始め、乳牛・肉牛・馬の品評会・子豚の体重あてクイズ・農機具展示会・農協婦人部のおどり・ちびっこのど自慢そして、上位三組ののど自慢決勝戦が行なわれ、栃木の高瀬トシエさんが見事優勝しました。



身障者スポーツ大会

佐呂間分会準優勝

去る七月二十日、斜里町宮陸上競技場で行なわれた、第十二回網走支庁管内身障者スポーツ大会において、中村一雄氏を団長とする男女二十一名の佐呂間町選手団は日頃の練習を余すところなく発揮し各競技に輝かしい成績を残しました。

大会は二十二市町村、参加選手

三百三十五人を数え盛大なうちに終了しました。

成績は次のとおりです。

一位 十三種目
二位 七種目
三位 六種目
団体で準優勝となる活躍でした。



サロマ湖観光まつり

七月二十七日、サロマ湖観光まつりが行なわれ、会場となった幌岩のキムアネップ岬には約五千人の観光客等にぎわいました。

十時から、ホタテ探し、おたのしみ抽選会等の催し物が行なわれホタテ直売も約一時間半で売り切れになる程でした。

又、遊覧船の無料開放等が行なわれ、一日中、観光客や子供連れでにぎわいました。



七月八日、町内学童陸上競技大会が、佐呂間小学校グラウンドにおいて行なわれました。
なお、成績は下の表のとおりです。

町内学童 陸上競技大会



道民スポーツ遠軽地方 ソフトボール大会(女子の部)

優勝 佐呂間町代表 ハッピーブリーズ

去る七月六日、上湧別町で行なわれた、第十三回道民スポーツ遠軽地方ソフトボール大会(女子の部)で、佐呂間町代表のハッピーブリーズが、見事優勝しました。この試合には、六チームが参加し、トーナメント方式で行なわれました。
決勝戦は、遠軽町とで、十対四の大差で圧勝しました。
ハッピーブリーズは、結成して三年目。部員は十五名で、婦人ばかりのママさんチームです。
これからがんばって下さいね。

町内学童陸上競技大会記録

性別	種目	学年	1 位			2 位			3 位		
			氏名	学校名	記録	氏名	学校名	記録	氏名	学校名	記録
男	100m	4	菊地 佐呂間	16秒8	住吉 富武士	16秒9	山下 若佐	17秒1			
		5	永野 佐呂間	15秒5	寺本 若佐	16秒2	阿田 浜佐呂間	16秒3			
		6	住吉 富武士	13秒8	小笹 佐呂間	14秒7	伊丹 佐呂間	15秒1			
	600m	4	大川 浜佐呂間	2分08秒9	十亀 佐呂間	2分13秒1	尾方 若佐	2分14秒7			
	1000m	5	永野 佐呂間	3分39秒7	須藤 浜佐呂間	3分49秒8	久末 佐呂間	3分50秒7			
		6	今野 佐呂間	3分31秒6	江田 佐呂間	3分38秒6	小林 知来	3分43秒2			
子	走り巾跳	5	直井 佐呂間	3m64	森田 佐呂間	3m45	田中 佐呂間	3m40			
		6	住吉 富武士	4m18	小笹 佐呂間	3m91	江田 佐呂間	3m90			
	走り高跳	5	広瀬 仁倉	1m05	宗村 佐呂間	1m05	鈴木 佐呂間	1m05			
		6	歳永 佐呂間	1m32	平川 佐呂間	1m25	埜口 佐呂間	1m16			
	ボール投げ	4	藤原 佐呂間	35m80	柴田 若里	34m81	水上 佐呂間	32m59			
		5	池田 幌岩	42m17	直井 佐呂間	38m24	大門 若里	37m43			
		6	平川 仁倉	45m47	柏尾 栄	43m10	埜口 佐呂間	42m09			
	リレー			佐呂間A	1分03秒1		富武士	1分05秒2		佐呂間B	1分05秒9
女	80m	4	藤原 浜佐呂間	13秒2	羽石 富武士	13秒6	岩沢 佐呂間	14秒2			
		5	瀬木 若佐	12秒4	船木 富武士	12秒8	河井 佐呂間	13秒4			
		6	円館 佐呂間	12秒2	角谷 佐呂間	12秒6	五十嵐 富武士	12秒8			
	400m	4	杉山 佐呂間	1分22秒1	宮下 富武士	1分23秒1	福田 若佐	1分25秒6			
	600m	5	船木 富武士	2分06秒7	西田 佐呂間	2分10秒9	鹿倉 佐呂間	2分14秒7			
		6	角田 若佐	2分10秒6	水戸 富武士	2分11秒6	渡部 佐呂間	2分12秒5			
子	走り巾跳	5	鹿倉 佐呂間	3m28	森知 来	3m27	片倉 幌岩	3m24			
		6	堀田 佐呂間	3m84	渡辺 浜佐呂間	3m61	五十嵐 富武士	3m56			
	走り高跳	5	片倉 幌岩	1m12	山下 若佐	1m06	吉江 幌岩	1m03			
		6	吉江 幌岩	1m24	円館 佐呂間	1m24	伊藤 佐呂間	1m12			
	ボール投げ	4	山下 知来	28m08	沖崎 若里	28m02	沢井 佐呂間	23m28			
		5	瀬木 若佐	31m21	小西 富武士	30m46	渡部 栄	28m49			
		6	堀田 佐呂間	37m77	十亀 栄	33m12	井根田 富武士	30m48			
	リレー			佐呂間A	1分05秒0		富武士	1分06秒1		栄	1分07秒8

お知らせ

●町全域停電

変電所及び送電線作業のため、佐呂間町全域にわたって、次の日程で停電致します。

八月三十一日(日)
午前八時から午後一時まで
(北電遠軽営業所)

昭和五十五年

●北海道職員中級

初級試験実施

▼受験資格

中級 昭和三十年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた者

初級 昭和三十四年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた者

初級 昭和三十四年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた者

▼受験申込期間

八月十八日～八月二十五日

▼第一次試験日・試験地

中級 十月十二日(札幌市)

初級 十月十二日(網走市)

▼第二次試験日・試験地

中級 十二月上旬(札幌市)

初級 十一月下旬

(第一次合格者に通知)

▼第一次試験方法

中級 教養試験・専門試験、論

文試験

初級 教養試験・作文試験、専門試験

▼第二次試験方法

中級 面接試験(身上調査)

初級 面接試験(身上調査)

▼最終合格発表 十二月下旬

▼受験申込用紙請求先

(五十円切手をはった返信用封筒を同封して下さい。)

〒〇九三 網走市北六西三

網走支庁総務課

※詳しくは、網走支庁(☎〇一五二四・四一七・七一)総務課、又は道人事務委員会事務局(☎〇一一三・三一・四一一内線三三三七)へお問い合わせ下さい。

(北海道人事委員会)

昭和五十五年

●刑務官採用

試験実施

採用予定数 二十名(北海道)

▼受験資格

昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日生まれの男子

▼受験申込期間

八月二十二日～九月四日

▼試験日

第一次 十月十二日

第二次 十月十二日又は、十月十三日

▼試験地

札幌・函館・旭川・釧路・帯広・網走市

▼試験方法

第一次 教養試験・作文試験

第二次 身体測定・体力検査・人物試験・身体検査

▼最終合格発表 十二月二十五日

▼受験申込用紙請求先

(六十円切手をはった返信用封筒を同封して下さい。)

〒〇九三 網走市字三眺

網走刑務所

※詳しくは、網走刑務所庶務課(☎〇一五二四・三一・三一六七)へお問い合わせ下さい。

(網走刑務所)

昭和五十五年

●東京消防庁消防官

採用試験実施

採用予定数 約五百名

▼受験資格

昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日生まれの男子で、高卒程度の学力を有する者

▼受験申込期間

大卒 八月二十日～八月二十七日
高卒 九月十二日～九月十九日

▼試験日・試験地 別表

▼最終合格発表

大卒 十一月上旬予定

高卒 十二月中旬予定

▼受験申込用紙請求先

(六十円切手をはった返信用封筒を同封して下さい。)

〒一〇〇

東京都千代田区大手町

一丁目三番五号

東京消防庁人事課

●地籍図・地籍簿の

閲覧について

昭和五十三年度に現地調査を実施した区域(北、若里地区)の各一部について、左記のとおり閲覧を行っています。

▼期日

八月七日から八月二十六日まで

▼閲覧場所

役場産業課地籍係

(産業会館二階)

(役場地籍係)

●早期求人申込に

ついてお願い

近年、新規学校卒業者の求職動向は、地元就職を希望する傾向にあります。が、例年地元の求人申し込みが遅いため支障をきたしておりますので、早期に求人申し込みをされるようお願いいたします。

▼受付開始月日

中卒者対象 七月一日より

高卒者対象 七月一日より

大卒者対象 八月一日より

※詳しくは、北見職安職業相談部門(☎〇一五七・二三・六二五一内線二六八)へお問い合わせ下さい。

(北見公共職業安定所)

※詳しくは、人事課(☎〇三・二二・二二一内線四四三五)へお問い合わせ下さい。

(東京消防庁)

●身障者巡回診査 更生相談実施

身体障害者の社会的更生援護を促進する事業の一環として、次の要領で更生相談を実施いたします。

▼対象者

身体に障害を持つ方又はその疑いのある方で、その更生に係る相談を受けようとする者

▼開催日時及び開催場所

九月三日 午前九時から
町民センター

▼診査科目

整形外科、眼科、耳鼻科

※受診希望者は、役場社会係へ申し込み下さい。

(役場社会係)

●雇用安定・雇用 改善事業各種

奨励金制度改正

今般、中高年齢者等雇用安定のため、次の各種奨励金制度の内容が改正されました。

▼定年延長奨励金

定年が、労働協約又は就業規則で定められており、その定年年齢を五十六才以上に引き上げた事業主が受給できます。

給付額は、対象労働者一人につき

き年額四十万円です。

▼継続雇用奨励金

定年が六十才以上に定められており、その定年退職者を、引き続き常用労働者として雇用した事業主が受給できます。

給付額は、対象労働者一人につき年額二十万円です。

▼特定求職者雇用奨励金

高年齢者(五十五才～六十四才)の心身障害者、寡婦等を常用労働者として雇用した事業主が受給できます。

給付額は、対象労働者一人につき月額一万五千元を一年間です。

▼中高年齢者雇用開発給付金

中高年齢者(四十五才～六十四才)を常用労働者として雇用することにより、中高年齢者の雇用割合又は雇用者数を増加した事業主が受給します。

給付額は、中高年齢者(四十五～五十四才)雇入後6ヶ月賃金の三分の四、その後6ヶ月賃金の三分の二。高年齢者(五十五才～六十四才)雇入後一年間賃金の五分の四、その後6ヶ月賃金の三分の二。

中高年齢者雇用開発給付金の指定期間、五十五年六月八日～五十六年六月七日

※尚、これらの奨励金等は、安定所紹介による雇入れ、及び雇用保険適用事業主でなければなりません。詳細については、北見公共職業安定所出張所(☎〇一五八四

二二七七九)又は役場民生課社会係へお問い合わせ下さい。

(役場社会係)

●行方不明者 相談所開設

皆さんの家族や親族の方で、家出をしたり、出張先や出稼先などから突然所在が不明になった人はいませんか。

道内では、昭和四十五年から現在まで、約八千四百人の方が行方不明になっておりますが、この中には不幸にして犯罪の被害者になったり、すでに死亡して身元が判らないために無縁墓地に葬られている人もあります。

このような人を少しでもなくしたいということから、本年も次の日程で「行方不明者相談所」を開設します。

▼北見警察署 九月一日
▼網走警察署 九月三日
▼紋別警察署 九月五日
▼遠軽警察署 九月八日

※相談所は、午前九時半から午後四時まで開設致します。
個人の名譽と秘密は、厳守しますので安心してご相談下さい。

●大型トラックの 左折事故防止対策

大型貨物自動車(総重量八トン以上、最大積載量五トン以上の普通自動車)の左折事故防止対策が次のように義務づけられました。

一、左側ミラーの増設・改善
二、側面方向指示器の取付け
三、サイドガードの改善

▼実施時期
新車 昭和五十四年三月十五日以降制作された車
在来車 昭和五十三年十一月一日以降全車適用

※詳しくは、北見陸運事務所(☎〇一五七・二四・七五八二)、最寄りの販売店、整備工場へお問い合わせ下さい。

(役場交通係)

昭和五十六年度

●管内町村職員 採用試験が 実施されます

採用試験が

実施されます

▼受付期間

八月二十五日～九月五日

▼申込書請求先

役場総務課または網走町村会(網走市北7西3)へ申し込んで下さい。

郵送の場合は、五十円切手はつた返信用封筒を同封して下さい。

▼第一次試験

十月十九日

▼第二次試験

採用予定町村が行ないます。
※詳しくは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

(役場人事厚生係)



八月例題「蟬」「花火」

魚 眠 道

・生まれしまま蟬のうごきのに

ぶき夏

・凶作の兆しの如く蟬を見る

・手花火を土産に入れる旅かば

ん

九月例題「ほおずき」「蜻蛉」
十月例題「夜長」「すすき」

・もち帰える手花火の声旅する
・夏冷えをとばして爆ぜる花火
音

社会教育だより

第四回

文化講演会

演題「人間と一生」

▼日時 八月二十三日午前十時
▼場所 町民センター

講師 郡司照明氏（札幌在住）
人生相談―あなた自身、家族、病
気等の悩みに応える。

△一時から個人相談を行います
個人相談希望の方は、八月十日
までに封筒（当日、講師が開封）
で左記宛送付ください。

佐呂間町字永代町

町教育委員会社会教育係

◆本格的な夏の

シーズン

プールあそび盛況

涼を求めて、あるいは水泳技術
の習得をめざして佐呂間町内の各
プールとも盛んに利用されていま
す。プールを清潔に使用すること
や、水中で危険なことをしないな
どプール使用のきまりを守って楽
しいプールあそびを、

◆幼児を育てる

親のつどい開催

佐呂間町納税貯蓄組合

永年勤続者表彰

七月二十二日、国民宿舎華苑で
開催された、佐呂間町納税貯蓄組
合長会議の席上、次の方々が表彰
されました。

二十力年勤続表彰者

安 齊 勇氏（北 第一）
山 本 忠 義氏（浜佐呂間西）

十力年勤続表彰者

安 齊 守氏（北 第二）
寺 畑 政 彦氏（仁倉 東）
金 子 周 助氏（若里 三）

十五力年勤続表彰者

近 藤 徹氏（西富登美）
室 井 勝 三氏（常呂漁組）
小 野 裕 次氏（若佐商工）

三才児―五才児の幼児を持つ親
（保護者）を対象に家庭教育相談
事業として『幼児を育てる親のつ
どい』を開催致します。

お子さんの健全な身心の育成の
ための一助となると思っております。
多数の参加をお待ちしています。

▼日時 九月十八日午後一時

▼場所 町民センター

▼日程
13:00
オリエン
テーション
14:00
相談 全体
15:00
相談 個人
16:00

▼内容

幼児の育て方について教育、医
療等の相談を行います。

全体相談では、参加者全員を対象
に相談。

個人相談では、特に希望する人を
対象に相談を行います。

▼相談員

●幼児の健康に関する相談
芭露診療所々々長 岩城先生
●家庭教育に関する相談
北見児童相談所々々長 大橋先生

▼その他

●参加料は無料です。
●当日、託児室を用意します。
※参加申込
八月二十日までに佐呂間町教育
委員会へ電話（二二二五五）で
申込み下さい。

まちの話題

佐呂間町婦人団体連絡協議会

◎理事 各団体より四名

この婦人団体には、佐呂間婦人
会、若佐婦人部、佐呂間漁協婦人
部、浜佐呂間婦人会、浜佐呂間漁
協婦人部、商工婦人部の六団体が
加盟しており、会員数は二三〇人。
本年度の役員は次の方々です。

◎会長 船木かおる

◎副会長 為広恵美子 三島欽子

◎事務局長 田川きみ

◎書記 今井美代子

◎会計 相田俊子

◎監事 木村輝子、佐藤幸江

主な活動事業を紹介します。

◆全町婦人研修大会（年一回実施）

◆施設を慰問し、物資を寄附する。

◆有リン洗剤追放運動を呼びかけ
実施を話し合う。

◆交通安全運動に協力し、事故の
減少につとめる。

◆敬老の日に祝事業を実施する。

◆町の美化運動に協力する。

◆才末たすけ合いに協力する。

交 差 点

▶昭和55年交通事故発生状況

（7月末現在）

発生件数	9	(14)
死者	1	(1)
負傷者	16	(19)

（ ）内54年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和56年3月21日
7月末現在 67日です。

▶昭和55年度交通安全標語入選作

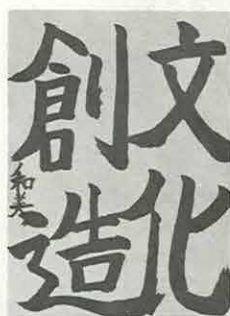
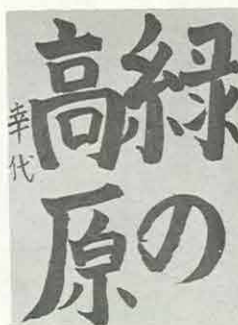
小さなよそ見、大きな事故
（佐呂間小 川村 浩樹）

交通事故死〇の町、みんな笑顔で明るい
あいさつ （知来小 今 霜子）

一瞬の油断がまねく、大惨事
（佐呂間中 増子 賢一）

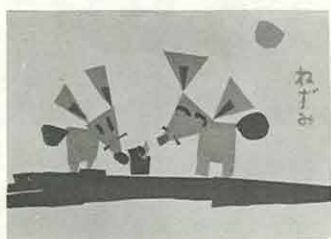
ぼくとわたくしの作品

今月は栄小学校のおともだちの作品を紹介します。



点・画がしっかりし、四文字の調和がよい筆圧のかけかたが大変よい。

全体が生きて生きしている。はねから、とめに入る空間の動きがよく表われている。



「丸・三角・四角」

一年 松浦めぐみ



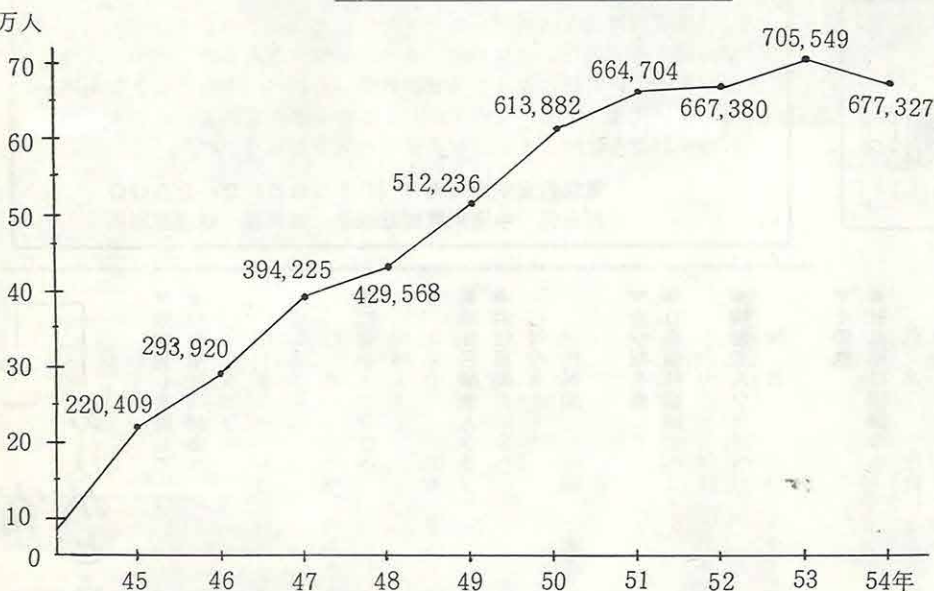
「二年生になって」

二年 柳原 悟

図形の特徴を生かしてねずみの形や表情が面白く表わされています。

まだ幼い弟と家の中で遊んでいるようすがよく描かれていると思います。

観光客の状況



今月は観光客の状況について紹介します。

まちの数字

踏切事故防止にご協力を

- 踏切前では必ずとまり、右・左をよく見ましょう。
- 警報(チンチン)は必ず守りましょう。
- 踏切内で車が動けなくなったら車を出すより、まず列車を止める手配をしましょう。
- 国鉄では列車を無事に止めた場合には損害金はいたしません。

あぶない! 無謀通行



北見栄地集電話が

一般電話に替わります

九月十七日 午前十時から

「話中が多い」とか「なかなか出ない」といった利用者の悩みを解消するため、北見栄地域集団電話が、九月十七日午前十時から一般加入電話に切り替わります。

この切り替えに伴って、若佐交換局に収容されるため電話番号が変わります。

佐呂間・若佐・栄地域の方は、後日「臨時電話番号一覧表」を配付しますので、確かめてからかけて下さい。

また、浜佐呂間地域の方は一〇四番でお尋ねの上おかけ下さい。尚、当日午前十時前後十分間くらいは、現在の二局七××番は通話ができなくなりますので、ご協力下さい。

●電話工事に

ついてお願い

今、一般加入電話に切り替えるために工事を急いでおります。みなさんの土地を使用したり、自宅内で作業をするなど、いろいろな点でご迷惑をおかけしてありますが、今しばらくのご辛抱とご協力をお願い致します。

(中湧別電報電話局)

電話局から

電話教室のご案内

日頃電信電話を御利用いただきありがとうございます。電話局では、皆さまの電話が、より一層親しみある使いやすく、つながりやすい電話になるよう電話教室(電話のマナー、上手なかけ方、受け方など)を行なっておりますので御希望の方は、個人、団体いずれでも結構です。下記の番号へ御連絡ください。

電話教室申込用番号(01586)2~2500

担当係 中湧別電報電話局 業務課 電話運用係



ご寄付

ありがとうございます

▼香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡父九郎さん)

仁倉 平川 利夫さん

(亡父清さん)

栃木 千葉 清美さん

●仁倉老人クラブへ

(亡母峰子さん)

北見市 山本 道昌さん

●浜佐呂間老人クラブへ

●浜佐呂間自治会へ

(亡母やあさん)

浜佐呂間 佐藤 正義さん

▼全快祝を廃して

●社会福祉協議会へ

永代町 伊藤 太郎さん

●幌岩老人クラブへ

幌岩 田口 キクさん

▼その他

●社会福祉協議会へ

西富 佐野 孝一さん

佐呂間町商工会青年部

●佐呂間中学校へ

富武士 つくし 会

●佐呂間保育所へ

宮前町 牧野 武雄さん

永代町 今井 彬夫さん

西富 井上 洋子さん

私たちのまち

世帯数	2,618
人口	8,933
男	4,361
女	4,572
7月31日現在	

●出生、転入、転出、転居届は十四日以内。
●死亡は、七日以内に届出て下さい。
右の届出には、国民健康保険に加入している世帯では「被保険者証」、国民年金該当者は「年金証書」を添えて下さい。

●特別養護老人ホームへ
東 谷口トミヨさん
永代町 石山キヨコさん
佐呂間高等学校 園芸クラブ
佐呂間町民生委員協議会
知来 早坂 照子さん
永代町 一戸謙一郎さん
西富 小武海まり子さん
知来 堀田 和夫さん
永代町 星 恵美子さん
北見市 ヤクルトK・K
佐呂間 高等学校
●特別養護老人ホームへ